

## 医薬品の一般小売店における販売について慎重な検討を求める件

政府の総合規制改革会議は、平成15年2月17日に公表した「規制改革推進のためのアクションプラン」の中で、医薬品の一般小売店における販売を重点検討項目として取り上げています。医薬品は、効能効果とともに副作用被害の危険性を併せ持っているにもかかわらず、同会議は、利便性のみの観点から規制緩和を求めています。

薬事法に基づく医薬品製造・販売等に係る諸規制は、過去の副作用被害事例等の反省の上に立って築き上げられたものであり、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保し、人の生命・健康を守るために不可欠な社会的規制です。この制度の下、医薬品販売業者は、需要の多い医薬品だけでなく、希少な医薬品であっても、国民が適切に入手できるよう、その責任を果たしてきているところです。

医薬品提供体制の問題は、国民の健康や医療や安全をどのようなシステムで支えるかという視点で考えるべきものであり、利便性のみの観点で議論されるべきものではありません。

よって、国会及び政府におかれては、国民の健康で安全な生活を守るために、医薬品の一般小売店における販売について慎重に検討されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年7月1日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
規制改革担当大臣  
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 鈴木繁雄